【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券、有価証券信託受益証券のうち受託有価証券が株券であるもの又は預託証券で株券を表示するもの（第五号において「株券等」という。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、当該株券の発行価格又は当該新株予約権証券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込取扱場所

ニ　引受人（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　引受新株予約権数及び引受けの条件

ヘ　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

ト　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格

チ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格のうちの資本組入額

リ　新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　利率

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　新株予約権の発行価格

ト　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

チ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格

リ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格のうちの資本組入額

ヌ　新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

ル　引受人（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヲ　引受金額及び引受けの条件

ワ　社債管理者又は社債の管理会社の名称及びその住所

カ　社債管理者又は社債の管理会社の委託の条件

三の二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

前号イからホまで及びルからカまでに掲げる事項

四　社債券（前二号に規定する新株予約権付社債券を除く。）、社会医療法人債券、学校債券又は学校貸付債権（第六号において「社債券等」という。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

前号に掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

四の三　カバードワラントにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　第二号イ、ロ及び二に掲げる事項

ロ　オプション行使請求の受付場所及び取次場所

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券等又は新株予約権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

五の二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

六　社債券等、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　第八条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　第八条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券、有価証券信託受益証券のうち受託有価証券が株券であるもの又は預託証券で株券を表示するもの（第五号において「株券等」という。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、当該株券の発行価格又は当該新株予約権証券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込取扱場所

ニ　引受人（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　引受新株予約権数及び引受けの条件

ヘ　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

ト　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格

チ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格のうちの資本組入額

リ　新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　利率

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　新株予約権の発行価格

ト　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

チ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格

リ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格のうちの資本組入額

ヌ　新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

ル　引受人（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヲ　引受金額及び引受けの条件

ワ　社債管理者又は社債の管理会社の名称及びその住所

カ　社債管理者又は社債の管理会社の委託の条件

三の二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

前号イからホまで及びルからカまでに掲げる事項

四　社債券（前二号に規定する新株予約権付社債券を除く。）、社会医療法人債券、学校債券又は学校貸付債権（第六号において「社債券等」という。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

前号に掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

四の三　カバードワラントにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　第二号イ、ロ及び二に掲げる事項

ロ　オプション行使請求の受付場所及び取次場所

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券等又は新株予約権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する金融商品取引業者のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

五の二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

六　社債券等、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　第八条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　第八条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

（改正前）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、当該株券の発行価格又は当該新株予約権証券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込取扱場所

ニ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　引受新株予約権数及び引受けの条件

ヘ　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

ト　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格

チ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格のうちの資本組入額

リ　新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　利率

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　新株予約権の発行価格

ト　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

チ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格

リ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格のうちの資本組入額

ヌ　新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

ル　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヲ　引受金額及び引受けの条件

ワ　社債管理者又は社債の管理会社の名称及びその住所

カ　社債管理者又は社債の管理会社の委託の条件

三の二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

前号イからホまで及びルからカまでに掲げる事項

四　社債券（前二号に規定する新株予約権付社債券を除く。）又は社会医療法人債券（第六号において「社債券等」という。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

前号に掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

四の三　カバードワラントにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　第二号イ、ロ及び二に掲げる事項

ロ　オプション行使請求の受付場所及び取次場所

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株予約権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

五の二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

六　社債券等、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　第八条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　第八条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

【平成19年3月30日 府令第31号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、当該株券の発行価格又は当該新株予約権証券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込取扱場所

ニ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　引受新株予約権数及び引受けの条件

ヘ　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

ト　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格

チ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格のうちの資本組入額

リ　新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　利率

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　新株予約権の発行価格

ト　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

チ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格

リ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格のうちの資本組入額

ヌ　新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

ル　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヲ　引受金額及び引受けの条件

ワ　社債管理者又は社債の管理会社の名称及びその住所

カ　社債管理者又は社債の管理会社の委託の条件

三の二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

前号イからホまで及びルからカまでに掲げる事項

四　社債券（前二号に規定する新株予約権付社債券を除く。）又は社会医療法人債券（第六号において「社債券等」という。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

前号に掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

四の三　カバードワラントにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　第二号イ、ロ及び二に掲げる事項

ロ　オプション行使請求の受付場所及び取次場所

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株予約権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

五の二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

六　社債券等、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　第八条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　第八条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

（改正前）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、当該株券の発行価格又は当該新株予約権証券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込取扱場所

ニ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　引受新株予約権数及び引受けの条件

ヘ　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

ト　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格

チ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格のうちの資本組入額

リ　新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　利率

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　新株予約権の発行価格

ト　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

チ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格

リ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格のうちの資本組入額

ヌ　新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

ル　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヲ　引受金額及び引受けの条件

ワ　社債管理者又は社債の管理会社の名称及びその住所

カ　社債管理者又は社債の管理会社の委託の条件

三の二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

前号イからホまで及びルからカまでに掲げる事項

四　社債券（前二号に規定する新株予約権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

前号に掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

四の三　カバードワラントにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　第二号イ、ロ及び二に掲げる事項

ロ　オプション行使請求の受付場所及び取次場所

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株予約権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

五の二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

六　社債券、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　第八条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　第八条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、当該株券の発行価格又は当該新株予約権証券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込取扱場所

ニ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　引受新株予約権数及び引受けの条件

ヘ　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

ト　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格

チ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格のうちの資本組入額

リ　新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　利率

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　新株予約権の発行価格

ト　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

チ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格

リ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格のうちの資本組入額

ヌ　新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

ル　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヲ　引受金額及び引受けの条件

ワ　社債管理者又は社債の管理会社の名称及びその住所

カ　社債管理者又は社債の管理会社の委託の条件

三の二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

前号イからホまで及びルからカまでに掲げる事項

四　社債券（前二号に規定する新株予約権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

前号に掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

四の三　カバードワラントにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　第二号イ、ロ及び二に掲げる事項

ロ　オプション行使請求の受付場所及び取次場所

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株予約権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

五の二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

六　社債券、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　第八条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　第八条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

（改正前）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、当該株券の発行価格又は当該新株予約権証券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込取扱場所

ニ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　引受新株予約権数及び引受けの条件

ヘ　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

ト　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格

チ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格のうちの資本組入額

リ　新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　利率

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　新株予約権の発行価格

ト　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

チ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格

リ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格のうちの資本組入額

ヌ　新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

ル　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヲ　引受金額及び引受けの条件

ワ　社債管理会社又は社債の管理会社の名称及びその住所

カ　社債管理会社又は社債の管理会社の委託の条件

三の二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

前号イからホまで及びルからカまでに掲げる事項

四　社債券（前二号に規定する新株予約権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

前号に掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

四の三　カバードワラントにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　第二号イ、ロ及び二に掲げる事項

ロ　オプション行使請求の受付場所及び取次場所

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株予約権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

五の二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

六　社債券、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　第八条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　第八条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書及び法第十三条第二項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、当該株券の発行価格又は当該新株予約権証券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込取扱場所

ニ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　引受新株予約権数及び引受けの条件

ヘ　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

ト　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格

チ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格のうちの資本組入額

リ　新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　利率

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　新株予約権の発行価格

ト　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

チ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格

リ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格のうちの資本組入額

ヌ　新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

ル　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヲ　引受金額及び引受けの条件

ワ　社債管理会社又は社債の管理会社の名称及びその住所

カ　社債管理会社又は社債の管理会社の委託の条件

三の二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

前号イからホまで及びルからカまでに掲げる事項

四　社債券（前二号に規定する新株予約権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

前号に掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

四の三　カバードワラントにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　第二号イ、ロ及び二に掲げる事項

ロ　オプション行使請求の受付場所及び取次場所

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株予約権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

五の二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

六　社債券、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　第八条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　第八条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

（改正前）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、当該株券の発行価格又は当該新株予約権証券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込取扱場所

ニ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　引受新株予約権数及び引受けの条件

ヘ　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

ト　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格

チ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格のうちの資本組入額

リ　新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　利率

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　新株予約権の発行価格

ト　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

チ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格

リ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格のうちの資本組入額

ヌ　新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

ル　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヲ　引受金額及び引受けの条件

ワ　社債管理会社又は社債の管理会社の名称及びその住所

カ　社債管理会社又は社債の管理会社の委託の条件

三の二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

前号イからホまで及びルからカまでに掲げる事項

四　社債券（前二号に規定する新株予約権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

前号に掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

四の三　カバードワラントにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　第二号イ、ロ及び二に掲げる事項

ロ　オプション行使請求の受付場所及び取次場所

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株予約権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

五の二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

六　社債券、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　第八条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　第八条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】 （改正なし）

【平成15年3月31日 府令第28号】 （改正なし）

【平成14年12月24日 府令第87号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第46号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 府令第44号】 （改正なし）

【平成14年3月28日 府令第17号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、当該株券の発行価格又は当該新株予約権証券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込取扱場所

ニ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　引受新株予約権数及び引受けの条件

ヘ　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

ト　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格

チ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格のうちの資本組入額

リ　新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　利率

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　新株予約権の発行価格

ト　新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

チ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格

リ　新株予約権の行使により株券を発行する場合における当該株券の発行価格のうちの資本組入額

ヌ　新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所

ル　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヲ　引受金額及び引受けの条件

ワ　社債管理会社又は社債の管理会社の名称及びその住所

カ　社債管理会社又は社債の管理会社の委託の条件

三の二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権付社債券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

前号イからホまで及びルからカまでに掲げる事項

四　社債券（前二号に規定する新株予約権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

前号に掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

四の三　カバードワラントにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　第二号イ、ロ及び二に掲げる事項

ロ　オプション行使請求の受付場所及び取次場所

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株予約権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

五の二　時価又は時価に近い一定の価格により発行し、又は移転する株券を取得することとなる新株予約権が付与されている新株予約権証券につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

六　社債券、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　第八条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　第八条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

（改正前）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　利率

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　転換により発行する株券の発行価格

ト　転換により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

チ　転換請求の取次場所

リ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヌ　引受金額及び引受けの条件

ル　社債管理会社又は社債の管理会社の名称及びその住所

ヲ　社債管理会社又は社債の管理会社の委託の条件

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券につき、当該引受権の行使により発行する株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格

ロ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

ハ　新株引受権の行使請求の受付場所及び取次場所

ニ　前号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

（三の二　新設）

四　社債券（第二号に規定する転換社債券及び第三号に規定する新株引受権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

四の三　カバードワラントにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　第二号イ、ロ及び二に掲げる事項

ロ　オプション行使請求の受付場所及び取次場所

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株引受権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

（五の二　新設）

六　社債券、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　第八条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　第八条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

【平成13年9月25日 府令第77号】 （改正なし）

【平成13年9月25日 府令第76号】 （改正なし）

【平成13年5月1日 府令第52号】 （改正なし）

【平成13年4月19日 府令第49号】 （改正なし）

【平成13年3月29日 府令第20号】 （改正なし）

【平成13年3月26日 府令第18号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 府令第139号】 （改正なし）

【平成12年10月10日 府令第116号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する内閣府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　利率

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　転換により発行する株券の発行価格

ト　転換により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

チ　転換請求の取次場所

リ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヌ　引受金額及び引受けの条件

ル　社債管理会社又は社債の管理会社の名称及びその住所

ヲ　社債管理会社又は社債の管理会社の委託の条件

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券につき、当該引受権の行使により発行する株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格

ロ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

ハ　新株引受権の行使請求の受付場所及び取次場所

ニ　前号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四　社債券（第二号に規定する転換社債券及び第三号に規定する新株引受権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

四の三　カバードワラントにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　第二号イ、ロ及び二に掲げる事項

ロ　オプション行使請求の受付場所及び取次場所

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株引受権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

六　社債券、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　第八条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　第八条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

（改正前）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する総理府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する総理府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　利率

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　転換により発行する株券の発行価格

ト　転換により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

チ　転換請求の取次場所

リ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヌ　引受金額及び引受けの条件

ル　社債管理会社又は社債の管理会社の名称及びその住所

ヲ　社債管理会社又は社債の管理会社の委託の条件

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券につき、当該引受権の行使により発行する株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格

ロ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

ハ　新株引受権の行使請求の受付場所及び取次場所

ニ　前号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四　社債券（第二号に規定する転換社債券及び第三号に規定する新株引受権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

四の三　カバードワラントにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　第二号イ、ロ及び二に掲げる事項

ロ　オプション行使請求の受付場所及び取次場所

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株引受権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

六　社債券、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　第八条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　第八条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

【平成12年6月26日 府令第65号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する総理府令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する総理府令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　利率

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　転換により発行する株券の発行価格

ト　転換により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

チ　転換請求の取次場所

リ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヌ　引受金額及び引受けの条件

ル　社債管理会社又は社債の管理会社の名称及びその住所

ヲ　社債管理会社又は社債の管理会社の委託の条件

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券につき、当該引受権の行使により発行する株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格

ロ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

ハ　新株引受権の行使請求の受付場所及び取次場所

ニ　前号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四　社債券（第二号に規定する転換社債券及び第三号に規定する新株引受権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

四の三　カバードワラントにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　第二号イ、ロ及び二に掲げる事項

ロ　オプション行使請求の受付場所及び取次場所

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株引受権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

六　社債券、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　第八条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　第八条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

（改正前）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　利率

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　転換により発行する株券の発行価格

ト　転換により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

チ　転換請求の取次場所

リ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヌ　引受金額及び引受けの条件

ル　社債管理会社又は社債の管理会社の名称及びその住所

ヲ　社債管理会社又は社債の管理会社の委託の条件

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券につき、当該引受権の行使により発行する株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格

ロ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

ハ　新株引受権の行使請求の受付場所及び取次場所

ニ　前号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四　社債券（第二号に規定する転換社債券及び第三号に規定する新株引受権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

四の三　カバードワラントにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　第二号イ、ロ及び二に掲げる事項

ロ　オプション行使請求の受付場所及び取次場所

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株引受権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

六　社債券、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　第八条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　第八条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

【平成12年3月24日 省令第19号】 （改正なし）

【平成11年9月30日 省令第91号】 （改正なし）

【平成11年6月30日 省令第63号】 （改正なし）

【平成11年5月19日 省令第57号】 （改正なし）

【平成11年4月30日 省令第55号】 （改正なし）

【平成11年4月16日 省令第53号】 （改正なし）

【平成11年3月30日 省令第15号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　利率

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　転換により発行する株券の発行価格

ト　転換により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

チ　転換請求の取次場所

リ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヌ　引受金額及び引受けの条件

ル　社債管理会社又は社債の管理会社の名称及びその住所

ヲ　社債管理会社又は社債の管理会社の委託の条件

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券につき、当該引受権の行使により発行する株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格

ロ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

ハ　新株引受権の行使請求の受付場所及び取次場所

ニ　前号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四　社債券（第二号に規定する転換社債券及び第三号に規定する新株引受権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

四の三　カバードワラントにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　第二号イ、ロ及び二に掲げる事項

ロ　オプション行使請求の受付場所及び取次場所

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株引受権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

六　社債券、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　第八条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　第八条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

（改正前）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　利率

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　転換により発行する株券の発行価格

ト　転換により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

チ　転換請求の取次場所

リ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヌ　引受金額及び引受けの条件

ル　社債管理会社又は社債の管理会社の名称及びその住所

ヲ　社債管理会社又は社債の管理会社の委託の条件

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券につき、当該引受権の行使により発行する株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格

ロ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

ハ　新株引受権の行使請求の受付場所及び取次場所

ニ　前号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四　社債券（第二号に規定する転換社債券及び第三号に規定する新株引受権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

四の三　カバードワラントにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　第二号イ、ロ及び二に掲げる事項

ロ　オプション行使請求の受付場所及び取次場所

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株引受権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

六　社債券、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　前条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　前条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

【平成10年11月24日 省令第140号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　利率

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　転換により発行する株券の発行価格

ト　転換により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

チ　転換請求の取次場所

リ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヌ　引受金額及び引受けの条件

ル　社債管理会社又は社債の管理会社の名称及びその住所

ヲ　社債管理会社又は社債の管理会社の委託の条件

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券につき、当該引受権の行使により発行する株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格

ロ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

ハ　新株引受権の行使請求の受付場所及び取次場所

ニ　前号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四　社債券（第二号に規定する転換社債券及び第三号に規定する新株引受権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

四の三　カバードワラントにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　第二号イ、ロ及び二に掲げる事項

ロ　オプション行使請求の受付場所及び取次場所

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株引受権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

六　社債券、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　前条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　前条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

（改正前）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　利率

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　転換により発行する株券の発行価格

ト　転換により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

チ　転換請求の取次場所

リ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヌ　引受金額及び引受けの条件

ル　社債管理会社又は社債の管理会社の名称及びその住所

ヲ　社債管理会社又は社債の管理会社の委託の条件

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券につき、当該引受権の行使により発行する株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格

ロ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

ハ　新株引受権の行使請求の受付場所及び取次場所

ニ　前号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四　社債券（第二号に規定する転換社債券及び第三号に規定する新株引受権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

（四の三　新設）

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株引受権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

六　社債券、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　前条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　前条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

【平成10年6月18日 省令第97号】 （改正なし）

【平成10年3月30日 省令第37号】 （改正なし）

【平成10年3月19日 省令第28号】 （改正なし）

【平成10年2月20日 省令第8号】 （改正なし）

【平成9年9月1日 省令第69号】 （改正なし）

【平成9年5月30日 省令第47号】 （改正なし）

【平成8年7月3日 省令第40号】 （改正なし）

【平成8年4月18日 省令第28号】 （改正なし）

【平成8年2月29日 省令第6号】 （改正なし）

【平成7年12月22日 省令第88号】 （改正なし）

【平成7年9月11日 省令第56号】 （改正なし）

【平成7年7月11日 省令第50号】 （改正なし）

【平成7年6月19日 省令第42号】 （改正なし）

【平成7年3月31日 省令第29号】 （改正なし）

【平成7年2月1日 省令第1号】 （改正なし）

【平成6年12月20日 省令第115号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 省令第89号】 （改正なし）

【平成6年3月25日 省令第19号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　利率

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　転換により発行する株券の発行価格

ト　転換により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

チ　転換請求の取次場所

リ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヌ　引受金額及び引受けの条件

ル　社債管理会社又は社債の管理会社の名称及びその住所

ヲ　社債管理会社又は社債の管理会社の委託の条件

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券につき、当該引受権の行使により発行する株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格

ロ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

ハ　新株引受権の行使請求の受付場所及び取次場所

ニ　前号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四　社債券（第二号に規定する転換社債券及び第三号に規定する新株引受権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株引受権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

六　社債券、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　前条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　前条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

（改正前）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　利率

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　転換により発行する株券の発行価格

ト　転換により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

チ　転換請求の取次場所

リ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヌ　引受金額及び引受けの条件

ル　社債管理会社又は社債の管理会社の名称及びその住所

ヲ　社債管理会社又は社債の管理会社の委託の条件

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券につき、当該引受権の行使により発行する株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格

ロ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

ハ　新株引受権の行使請求の受付場所及び取次場所

ニ　前号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四　社債券（第二号に規定する転換社債券及び第三号に規定する新株引受権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株引受権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

六　社債券、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　前条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　前条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

【平成6年3月1日 省令第6号】 （改正なし）

【平成5年9月21日 省令第84号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　利率

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　転換により発行する株券の発行価格

ト　転換により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

チ　転換請求の取次場所

リ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヌ　引受金額及び引受けの条件

ル　社債管理会社又は社債の管理会社の名称及びその住所

ヲ　社債管理会社又は社債の管理会社の委託の条件

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券につき、当該引受権の行使により発行する株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格

ロ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

ハ　新株引受権の行使請求の受付場所及び取次場所

ニ　前号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四　社債券（第二号に規定する転換社債券及び第三号に規定する新株引受権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株引受権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

六　社債券、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　前条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　前条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

（改正前）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　利率

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　転換により発行する株券の発行価格

ト　転換により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

チ　転換請求の取次場所

リ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヌ　引受金額及び引受けの条件

ル　受託会社の名称及びその住所

ヲ　委託金額及び委託の条件

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券につき、当該引受権の行使により発行する株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格

ロ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

ハ　新株引受権の行使請求の受付場所及び取次場所

ニ　前号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四　社債券（第二号に規定する転換社債券及び第三号に規定する新株引受権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株引受権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

六　社債券、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　前条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　前条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

【平成5年3月3日 省令第23号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　利率

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　転換により発行する株券の発行価格

ト　転換により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

チ　転換請求の取次場所

リ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヌ　引受金額及び引受けの条件

ル　受託会社の名称及びその住所

ヲ　委託金額及び委託の条件

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券につき、当該引受権の行使により発行する株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格

ロ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

ハ　新株引受権の行使請求の受付場所及び取次場所

ニ　前号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四　社債券（第二号に規定する転換社債券及び第三号に規定する新株引受権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四の二　コマーシャル・ペーパーにつき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イに掲げる事項

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株引受権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

六　社債券、コマーシャル・ペーパー又は外国譲渡性預金証書につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　前条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　前条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

（改正前）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　利率

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　転換により発行する株券の発行価格

ト　転換により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

チ　転換請求の取次場所

リ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヌ　引受金額及び引受けの条件

ル　受託会社の名称及びその住所

ヲ　委託金額及び委託の条件

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券につき、当該引受権の行使により発行する株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格

ロ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

ハ　新株引受権の行使請求の受付場所及び取次場所

ニ　前号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四　社債券（第二号に規定する転換社債券及び第三号に規定する新株引受権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

（四の二　新設）

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株引受権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

六　社債券につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号に掲げる事項

七　前条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　前条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

【平成4年7月15日 省令第58号】 （改正なし）

【平成4年7月7日 省令第53号】 （改正なし）

【平成3年11月26日 省令第49号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 省令第10号】 （改正なし）

【平成2年12月25日 省令第41号】 （改正なし）

【平成2年7月21日 省令第30号】 （改正なし）

【平成元年3月17日 省令第21号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　利率

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　転換により発行する株券の発行価格

ト　転換により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

チ　転換請求の取次場所

リ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヌ　引受金額及び引受けの条件

ル　受託会社の名称及びその住所

ヲ　委託金額及び委託の条件

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券につき、当該引受権の行使により発行する株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格

ロ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

ハ　新株引受権の行使請求の受付場所及び取次場所

ニ　前号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四　社債券（第二号に規定する転換社債券及び第三号に規定する新株引受権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株引受権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

六　社債券につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号　に掲げる事項

七　前条第二項の規定により株券の募集を行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第一号に掲げる事項

八　前条第二項の規定により株券の売出しを行うための有価証券届出書を提出しようとする場合

第五号に掲げる事項

（改正前）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　利率

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　転換により発行する株券の発行価格

ト　転換により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

チ　転換請求の取次場所

リ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヌ　引受金額及び引受けの条件

ル　受託会社の名称及びその住所

ヲ　委託金額及び委託の条件

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券につき、当該引受権の行使により発行する株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格

ロ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

ハ　新株引受権の行使請求の受付場所及び取次場所

ニ　前号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四　社債券（第二号に規定する転換社債券及び第三号に規定する新株引受権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株引受権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

六　社債券につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号イからホまでに掲げる事項

（七、八　新設）

【昭和63年9月20日 省令第41号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　申込取扱場所

ホ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

へ　引受株式数及び引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　利率

ニ　申込取扱場所

ホ　利息の支払場所

ヘ　転換により発行する株券の発行価格

ト　転換により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

（ホ　削除）

チ　転換請求の取次場所

リ　引受人（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ヌ　引受金額及び引受けの条件

ル　受託会社の名称及びその住所

ヲ　委託金額及び委託の条件

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券につき、当該引受権の行使により発行する株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

（イ、ロ　削除）

イ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格

ロ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

（ホ　削除）

ハ　新株引受権の行使請求の受付場所及び取次場所

ニ　前号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

四　社債券（第二号に規定する転換社債券及び第三号に規定する新株引受権付社債券を除く。）につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

第二号イからホまで及びリからヲまでに掲げる事項

五　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株引受権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　申込受付場所

ニ　売出しの委託を受けた者（元引受契約を締結する証券会社のうち主たるものを除く。）の氏名又は名称及びその住所

ホ　売出しの委託契約の内容

（五　削除）

六　社債券につき、その売出価格の決定前に売出しを行う必要がある場合

前号イからホまでに掲げる事項

（改正前）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　引受株式数

ホ　引受けの条件

（ニ～ヘ　新設）

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

（ハ～ホ　新設）

ハ　転換により発行する株券の発行価格

ニ　転換により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

ホ　利率

（チ～ヲ　新設）

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券につき、当該引受権の行使により発行する株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格

ニ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

ホ　利率

（ハ、ニ　新設）

（四　新設）

四　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株引受権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

（ハ　新設）

ハ　売出しの委託契約の内容

五　社債券（第二号に規定する転換社債券及び第三号に規定する新株引受権付社債券を除く。）につき、その発行価格又は売出価格の決定前に募集又は売出しを行う必要がある場合

イ　発行価格又は売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　募集を行う場合における利率

（六　新設）

【昭和62年2月20日 省令第2号】 （改正なし）

【昭和60年2月1日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和59年9月21日 省令第36号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 省令第54号】 （改正なし）

【昭和58年4月15日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和57年12月20日 省令第64号】 （改正なし）

【昭和57年9月21日 省令第50号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　資本組入額

ハ　申込証拠金

ニ　引受株式数

ホ　引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　転換により発行する株券の発行価格

ニ　転換により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

ホ　利率

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券につき、当該引受権の行使により発行する株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格

ニ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格のうちの資本組入額

ホ　利率

四　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株引受権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　売出しの委託契約の内容

五　社債券（第二号に規定する転換社債券及び第三号に規定する新株引受権付社債券を除く。）につき、その発行価格又は売出価格の決定前に募集又は売出しを行う必要がある場合

イ　発行価格又は売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　募集を行う場合における利率

（改正前）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

（ロ　新設）

ロ　申込証拠金

ハ　引受株式数

ニ　引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　転換により発行する株券の発行価格

（ニ　新設）

ニ　利率

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券につき、当該引受権の行使により発行する株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格

（ニ　新設）

二　利率

四　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株引受権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　売出しの委託契約の内容

五　社債券（第二号に規定する転換社債券及び第三号に規定する新株引受権付社債券を除く。）につき、その発行価格又は売出価格の決定前に募集又は売出しを行う必要がある場合

イ　発行価格又は売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　募集を行う場合における利率

【昭和56年9月25日 省令第43号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　引受株式数

ニ　引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　転換により発行する株券の発行価格

ニ　利率

三　時価又は時価に近い一定の価格により発行する新株の引受権を付与されている新株引受権付社債券につき、当該引受権の行使により発行する株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　新株の引受権の行使により発行する株券の発行価格

二　利率

四　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券又は新株引受権証券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　売出しの委託契約の内容

五　社債券（第二号に規定する転換社債券及び第三号に規定する新株引受権付社債券を除く。）につき、その発行価格又は売出価格の決定前に募集又は売出しを行う必要がある場合

イ　発行価格又は売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　募集を行う場合における利率

（改正前）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　引受株式数

ニ　引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　転換により発行する株券の発行価格

ニ　利率

（三　新設）

三　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　売出しの委託契約の内容

四　社債券（第二号に規定する転換社債券を除く。）につき、その発行価格又は売出価格の決定前に募集又は売出しを行う必要がある場合

イ　発行価格又は売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　募集を行う場合における利率

【昭和56年3月20日 省令第3号】 （改正なし）

【昭和55年11月15日 省令第44号】 （改正なし）

【昭和54年3月22日 省令第6号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　引受株式数

ニ　引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　転換により発行する株券の発行価格

ニ　利率

三　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　売出しの委託契約の内容

四　社債券（第二号に規定する転換社債券を除く。）につき、その発行価格又は売出価格の決定前に募集又は売出しを行う必要がある場合

イ　発行価格又は売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　募集を行う場合における利率

（改正前）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　引受株式数

ニ　引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　転換により発行する株券の発行価格

ニ　利率

三　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　売出しの委託契約の内容

四　社債券又は転換社債券（第二号に規定する転換社債券を除く。）につき、その発行価格又は売出価格の決定前に募集又は売出しを行う必要がある場合

イ　発行価格又は売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　募集を行う場合における利率

【昭和54年2月15日 省令第2号】 （改正なし）

【昭和53年12月20日 省令第65号】 （改正なし）

【昭和52年8月30日 省令第40号】 （改正なし）

【昭和52年6月2日 省令第24号】 （改正なし）

【昭和51年10月30日 省令第30号】 （改正なし）

【昭和50年6月23日 省令第27号】 （改正なし）

【昭和49年9月28日 省令第55号】 （改正なし）

【昭和49年3月23日 省令第15号】

（改正後）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につき、その発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　引受株式数

ニ　引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき、当該株券の発行価格の決定前に募集を行う必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　転換により発行する株券の発行価格

ニ　利率

三　時価又は時価に近い一定の価格により売出しを行う株券につき、その売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　売出しの委託契約の内容

四　社債券　又は転換社債券（第二号に規定する転換社債券を除く。）につき、その発行価格又は売出価格の決定前に募集又は売出しを行う必要がある場合

イ　発行価格又は売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　募集を行う場合における利率

（改正前）

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につきその発行価格の決定前に募集をする必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　引受株式数

ニ　引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき当該株券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　転換により発行する株券の発行価格

ニ　利率

三　時価又は時価に近い一定の価格により売り出す株券につきその売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　売出しの委託契約の内容

四　社債券（法第二条第一項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。第十九条において同じ。）又は転換社債券（第二号に規定する転換社債券を除く。）につきその発行価格又は売出価格の決定前に募集又は売出しをする必要がある場合

イ　発行価格又は売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　募集をする場合における利率

【昭和48年1月30日 省令第5号】

（有価証券届出書の記載の特例）

**第九条**　法第五条第一項ただし書に規定する大蔵省令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項ただし書に規定する大蔵省令で定める事項は、当該各号に掲げる事項とする。

一　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券につきその発行価格の決定前に募集をする必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　引受株式数

ニ　引受けの条件

二　時価又は時価に近い一定の価格により発行する株券に転換することを条件とする転換社債券につき当該株券の発行価格の決定前に募集をする必要がある場合

イ　発行価格

ロ　申込証拠金

ハ　転換により発行する株券の発行価格

ニ　利率

三　時価又は時価に近い一定の価格により売り出す株券につきその売出価格の決定前に売出しをする必要がある場合

イ　売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　売出しの委託契約の内容

四　社債券（法第二条第一項第八号に掲げる有価証券でこれと同じ性質を有するものを含む。第十九条において同じ。）又は転換社債券（第二号に規定する転換社債券を除く。）につきその発行価格又は売出価格の決定前に募集又は売出しをする必要がある場合

イ　発行価格又は売出価格

ロ　申込証拠金

ハ　募集をする場合における利率